

公布された規則のあらまし

◇消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

地方税法の改正に伴い、引用している条項を改めました。（第2条関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

(1) 附属機関として、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学評価委員会を置くこととしました。（第13条関係）

(2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。